経済産業省

資料１

電力及び都市ガスの小売全面自由化について

平成２８年１１月
経済産業省　電力･ガス取引監視等委員会

日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく３つの部門に分類されます。
- 本年４月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。

※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。
※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。

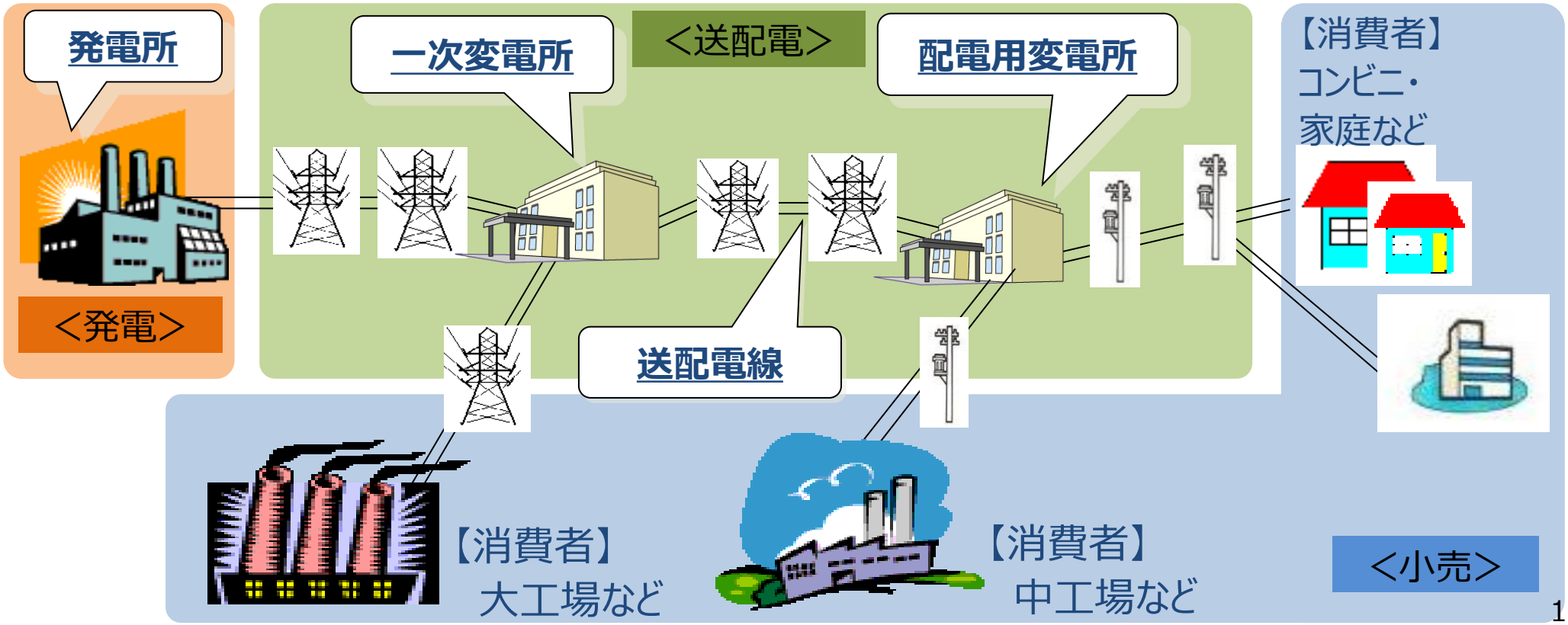

家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになります

- 従来、各家庭は地域の電力会社（関東地方であれば東京電力）から電気を購入。
- 本年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。
  ※　企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまでも自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも平成３２年３月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電力を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

家庭向け電力販売への参入を行っている事業者

石油元売会社

再生可能エネルギー発電会社

旅行代理店

通信会社

都市ガス会社・ＬＰガス販売会社

不動産管理会社

鉄道会社

etc.

電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を売っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。

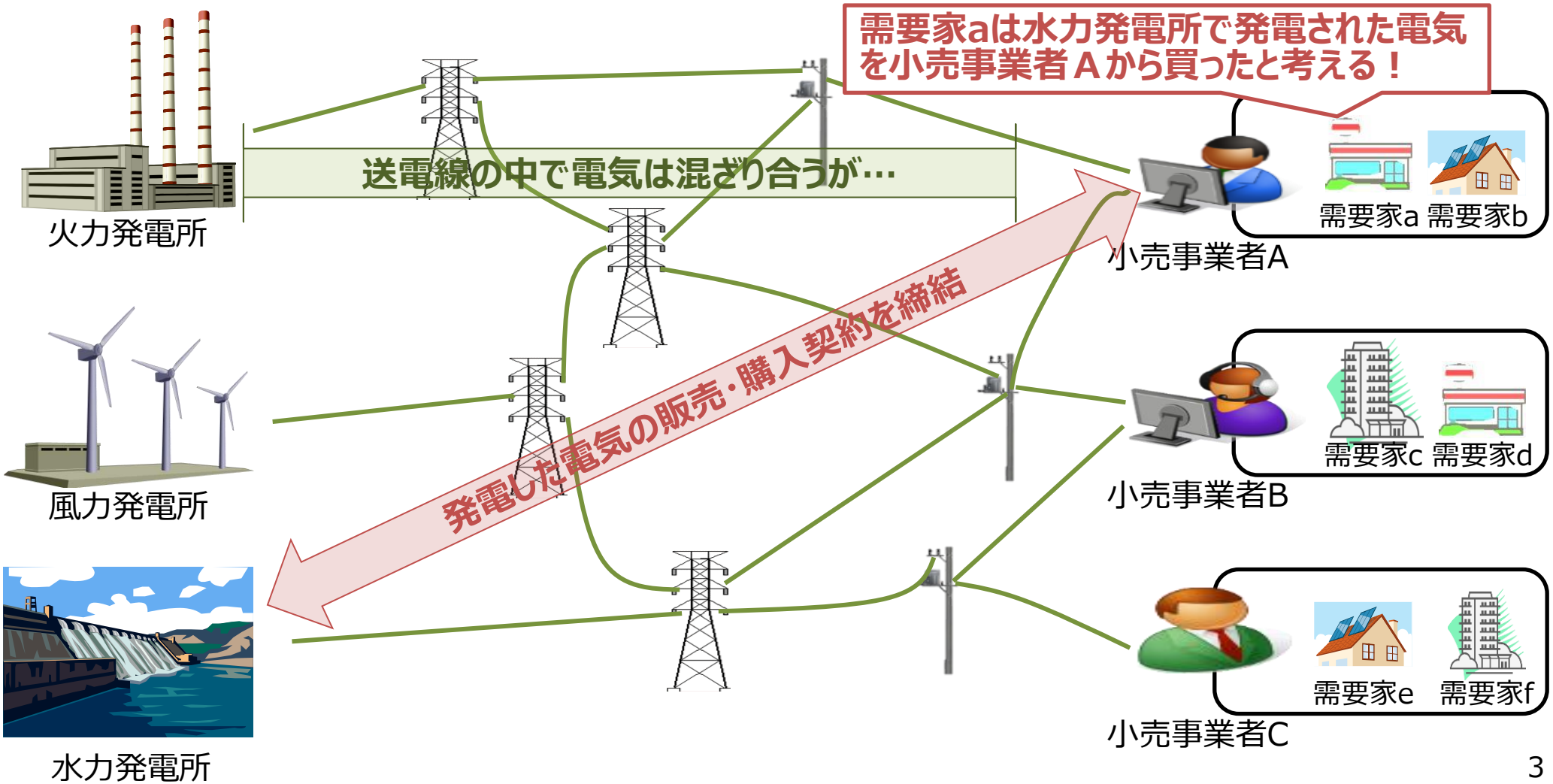

我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 平成12年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 本年４月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。

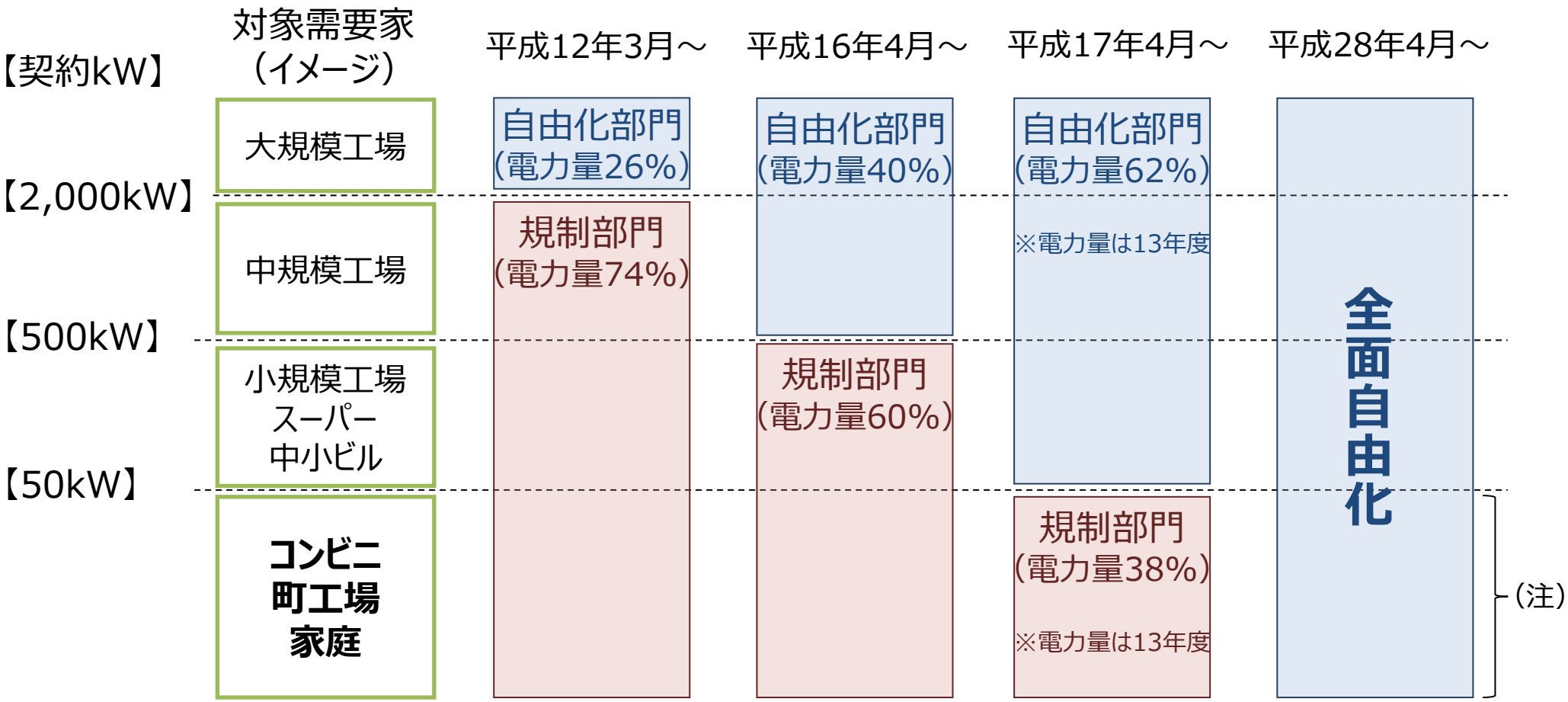

（注）需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。（需要家は、当面、規制料金も選択できる。）

小売電気事業者の登録数の伸び

- 昨年８月の事前登録申請の受付開始から１年余りの間に約３９０件の小売電気事業者登録の申請があり１０月１１日時点で３５０社を登録。

受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移

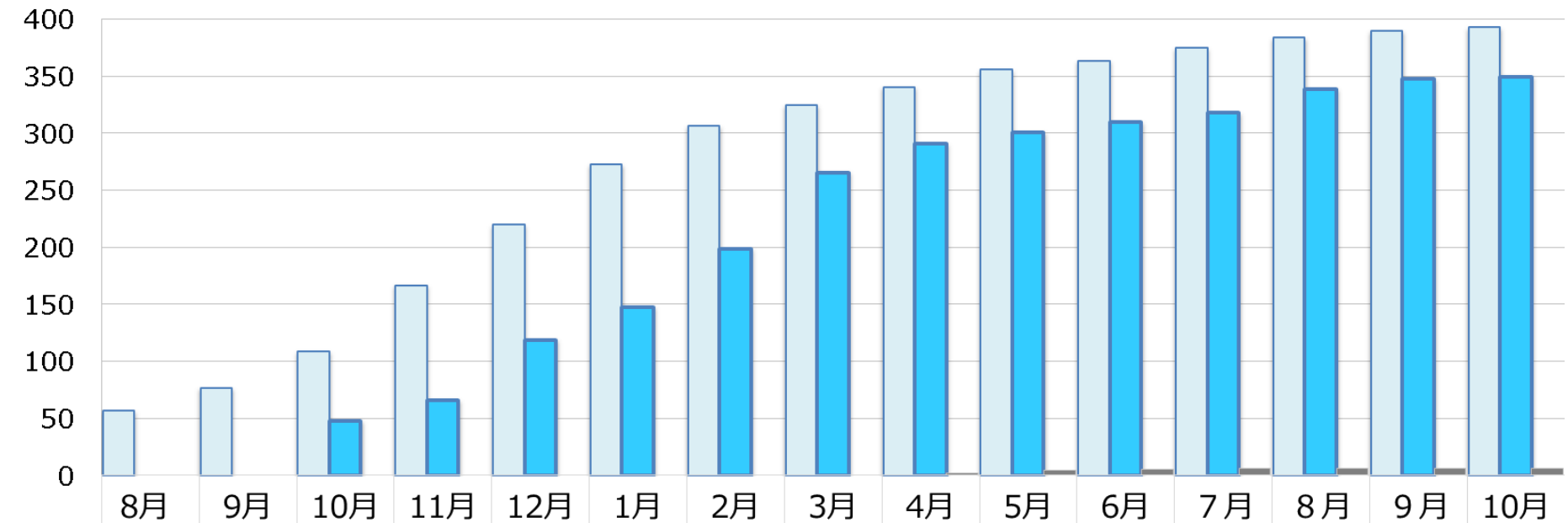

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申請件数	57	77	109	167	220	273	307	325	341	356	364	375	384	390	393
登録件数	0	0	48	66	119	148	199	266	291	301	310	318	339	348	350
登録抹消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	6	6	6	6

（備考） ○上記件数について、9月までの件数は月末時点。10月は10月11日までの登録件数。
○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数（10月11日時点で6件）を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

登録小売電気事業者３４０社※の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

※みなし小売電気事業者１０社を除く

- 最大需要電力の見込みが１万kWを下回る小規模事業者が、全体６．４割。
- 本社所在地は４割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約３割存在。

＜最大需要電力の見込み＞

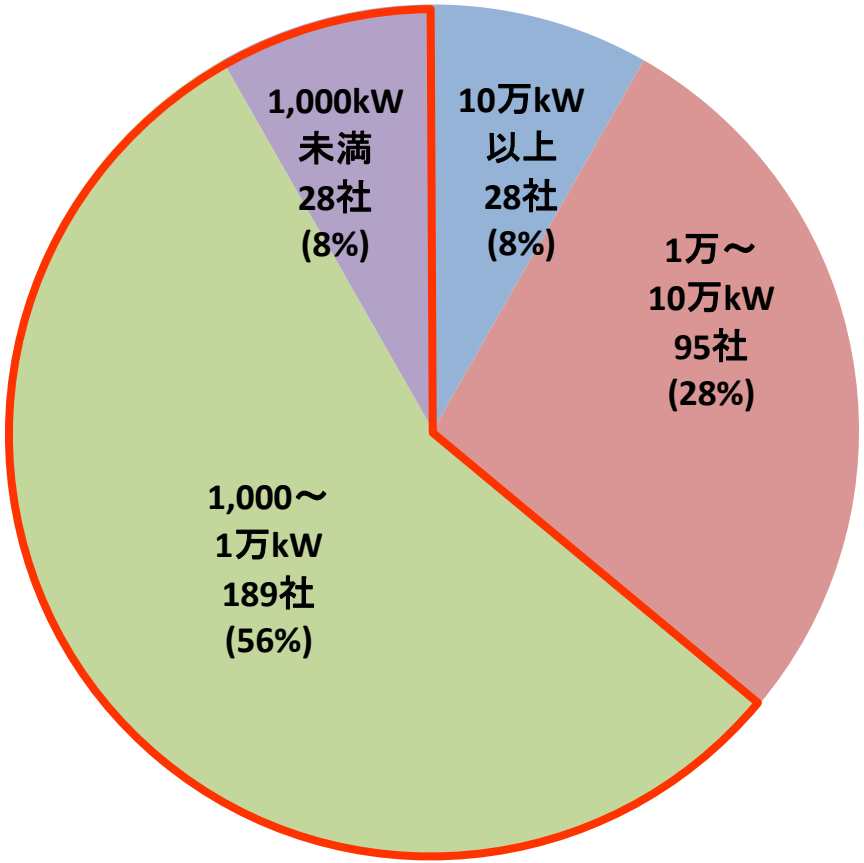

＜本社所在地＞

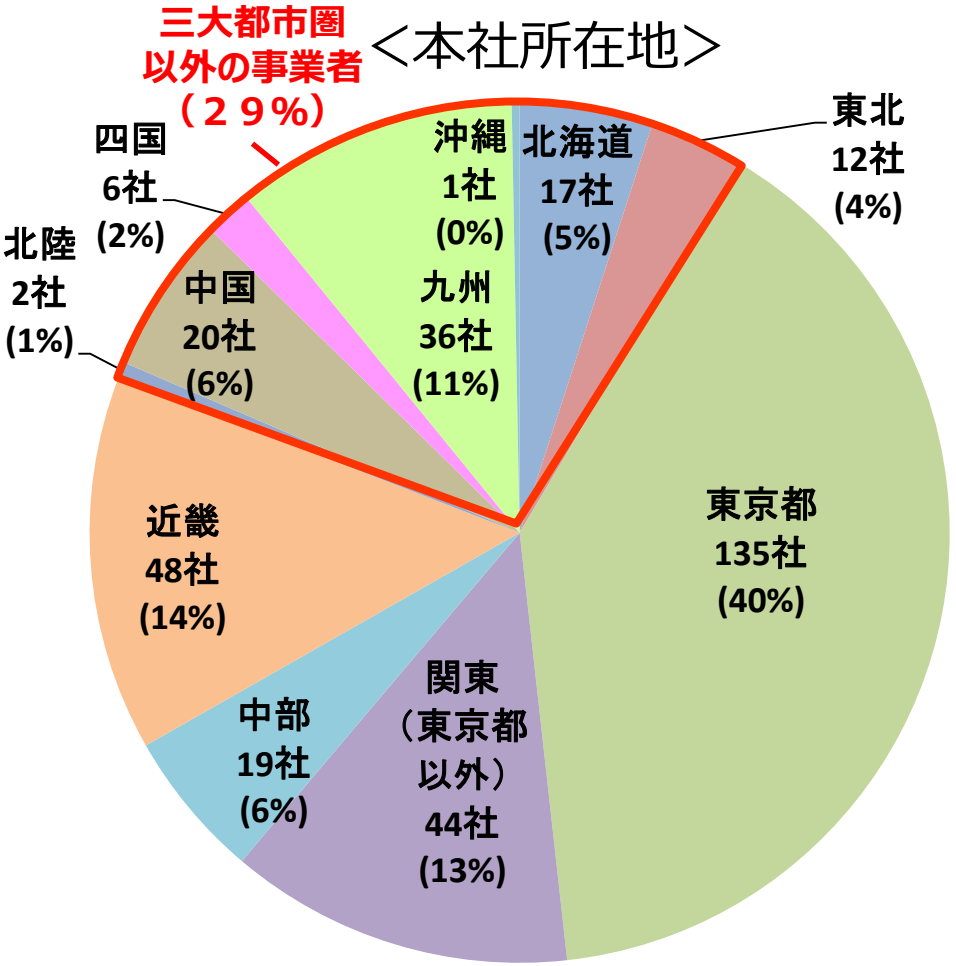

（平成28年10月17日現在）

スイッチングの申込状況

- 9月30日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数は、約188万件。
  ※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。
- 他方、8月末時点での旧一般電気事業者（電力会社）の自社内における契約の切替え（規制料金→自由料金）の申込件数は合計約176万件であり（資源エネルギー庁調べ）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約364万件。

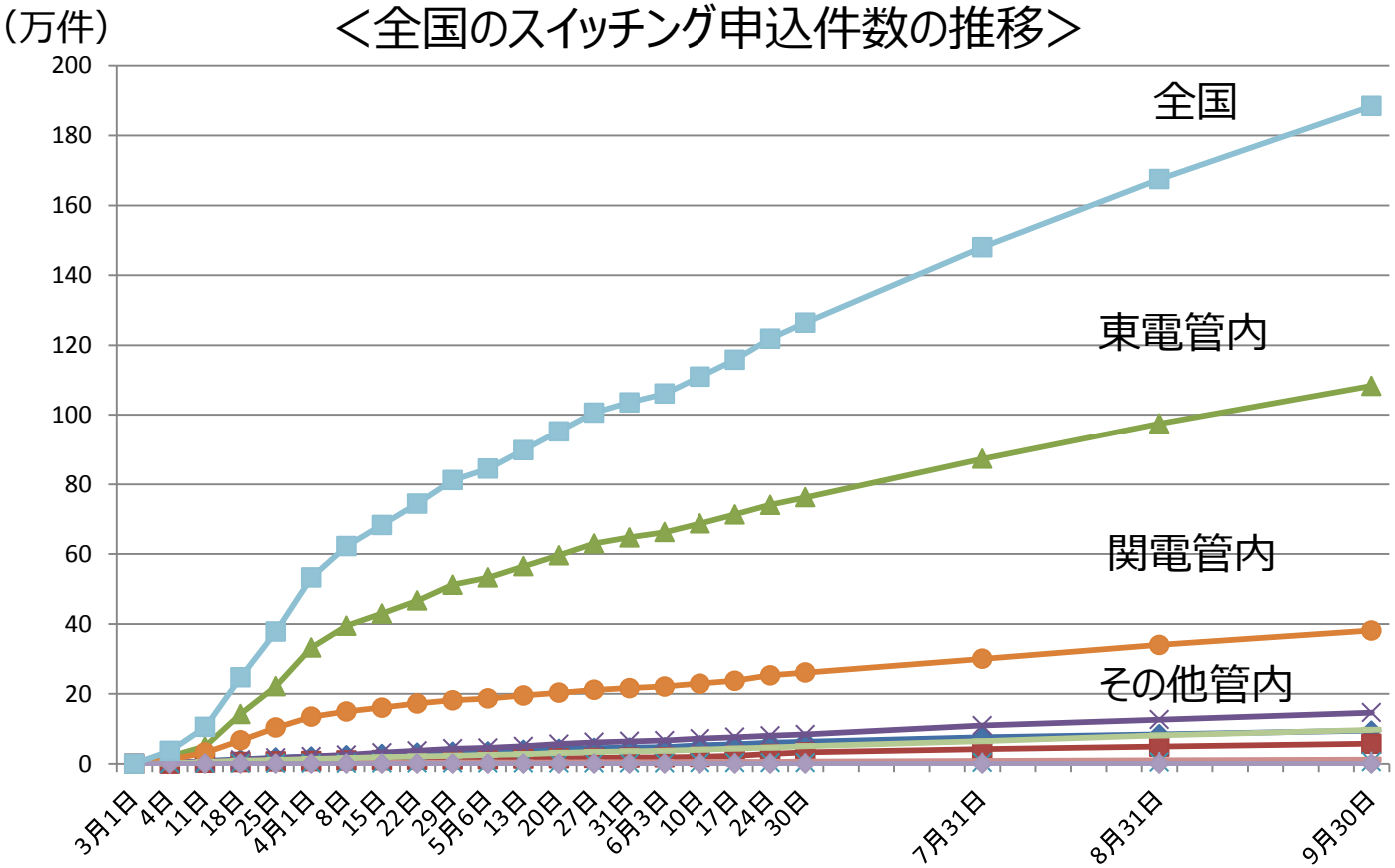

管内	申込件数【単位：万件】	率 ※【単位：%】
北海道	9.5	3.4
東北	5.7	1.0
東京	108.3	4.7
中部	14.6	1.9
北陸	0.6	0.5
関西	38.1	3.8
中国	0.8	0.2
四国	1.2	0.6
九州	9.7	1.5
沖縄	－	－
全国	188.4	3.0

（※）平成27年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

①段階別料金（各電力会社 等）
→従来とは異なる従量料金体系を導入

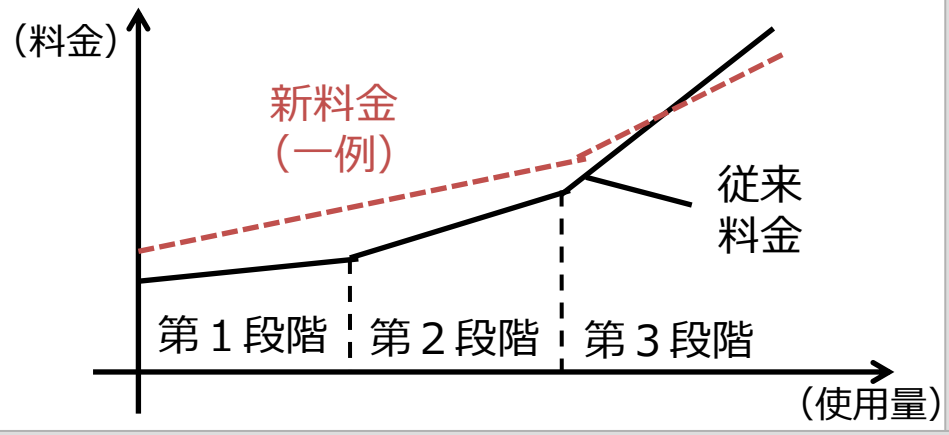

②セット割（東京ガス、ソフトバンク 等）
→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施

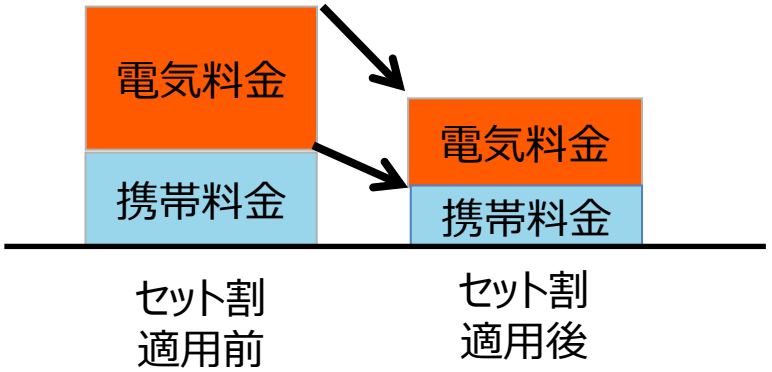

③時間帯別料金（各電力会社 等）
→時間帯に応じて、料金差を付ける

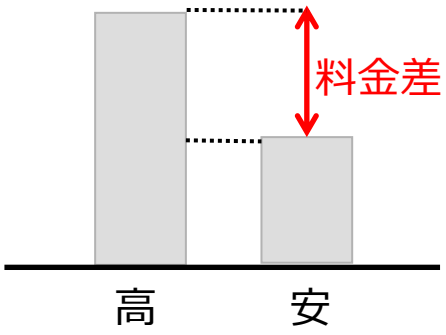

料金単価を変える単位（例）

昼間 ⇔ 夜間
平日 ⇔ 休日
夏 ⇔ 冬

④節電割引（北陸電力）
→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

節約割引額＝節約電力量×割引単価

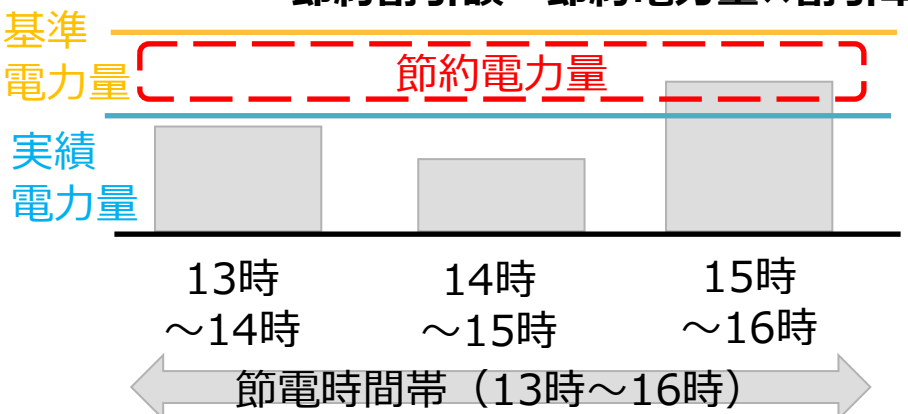

（出典）各小売電気事業者発表資料等

電力小売自由化に関する消費者の認知①

- 電力の小売自由化については、９割以上の消費者が認知。
- 他方で、電気の購入先や料金プランを切り替えた人とそうでない人とでは認知に差がある。

「あなたは電力自由化についてどの程度ご存じですか？」という質問に対する消費者の回答

	内容を詳しく知っている	内容を知っている	聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	聞いたことがない
全体（10,000ss）	6.0%	20.8%	40.6%	23.2%	9.4%
電気の購入先や料金プランの変更者（980ss）	24.2%	39.5%	26.0%	8.0%	2.3%
電気の購入先や料金プランの非変更者（9,020ss）	4.0%	18.8%	42.1%	24.9%	10.2%

9割以上の消費者が認知

（出典）電力・ガス取引監視等委員会「電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業」の結果を基に作成

電力小売自由化に関する消費者の認知②

- 自由化に対する認知度は高い一方、電気の購入先を変更しない理由として、「変更することのメリットがわからない」「変更することが何となく不安」といった声もある。

「あなたが電気の購入先を変更しない理由は何ですか？」という質問に対する消費者の回答

変更することのメリットがよく分からないから（44.0%）

変更することに何となく不安がある（37.3%）

今までどおり慣れている会社が良いから（26.2%）

新規参入者は安定供給に不安がある（15.4%）

購入先を変更する手続きが面倒そう（15.1%）

etc.

（出典）電力・ガス取引監視等委員会「電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業」の結果を基に作成

電力小売自由化に関する消費者の認知③

- 実際に電気の購入先を変更した人からは「変更手続きは簡単だった」という声や、「変更手続きは30分未満で完了した」という声が数多く聞かれる。

「あなたは電気の購入先変更の手続きは簡単だったと思いますか？」という質問に対する消費者の回答

	とても簡単だった	簡単だった	どちらとも言えない	やや難しかった	難しかった
電気の購入先変更者（775ss）	42.7%	39.4%	15.2%	2.6%	0.1%

８割以上が「簡単」と回答

「あなたは電気の購入先変更にどのくらい時間がかかりましたか？」という質問に対する消費者の回答

	10分未満	10分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上	分からない
電気の購入先変更者（775ss）	21.5%	38.1%	15.5%	6.8%	1.3%	0.3%	0.5%	0.3%	15.7%

約6割が30分未満で手続き完了

（出典）電力・ガス取引監視等委員会「電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業」の結果を基に作成

電力小売自由化に関する消費者の認知④

- 電気の購入先や料金プランを変更した人の約９割が「自分がほしいレベル以上」の満足度を得ている。

「あなたは電気の購入先や料金プランを変更したことにどの程度満足していますか？」
という質問に対する消費者の回答（0～10で評価）

満足度；高 ← → 満足度；低

	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
電気の購入先や料金プランの変更者（1,000ss）	3.5%	6.7%	18.3%	21.7%	14.9%	23.5%	5.8%	2.7%	1.6%	0.4%	0.9%

約9割が自分がほしいレベル以上と評価

（注）自分が欲しいレベルを満たしている場合を「５」として評価

（出典）電力・ガス取引監視等委員会「電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業」の結果を基に作成

電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①現在契約を結んでいる電力会社名（＝切り替える前の購入先）、②お客様番号、③供給地点特定番号、④切替え希望日、が必要。

③供給地点特定番号
（本年１月以降の請求時に記載）

✓ 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
✓ ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

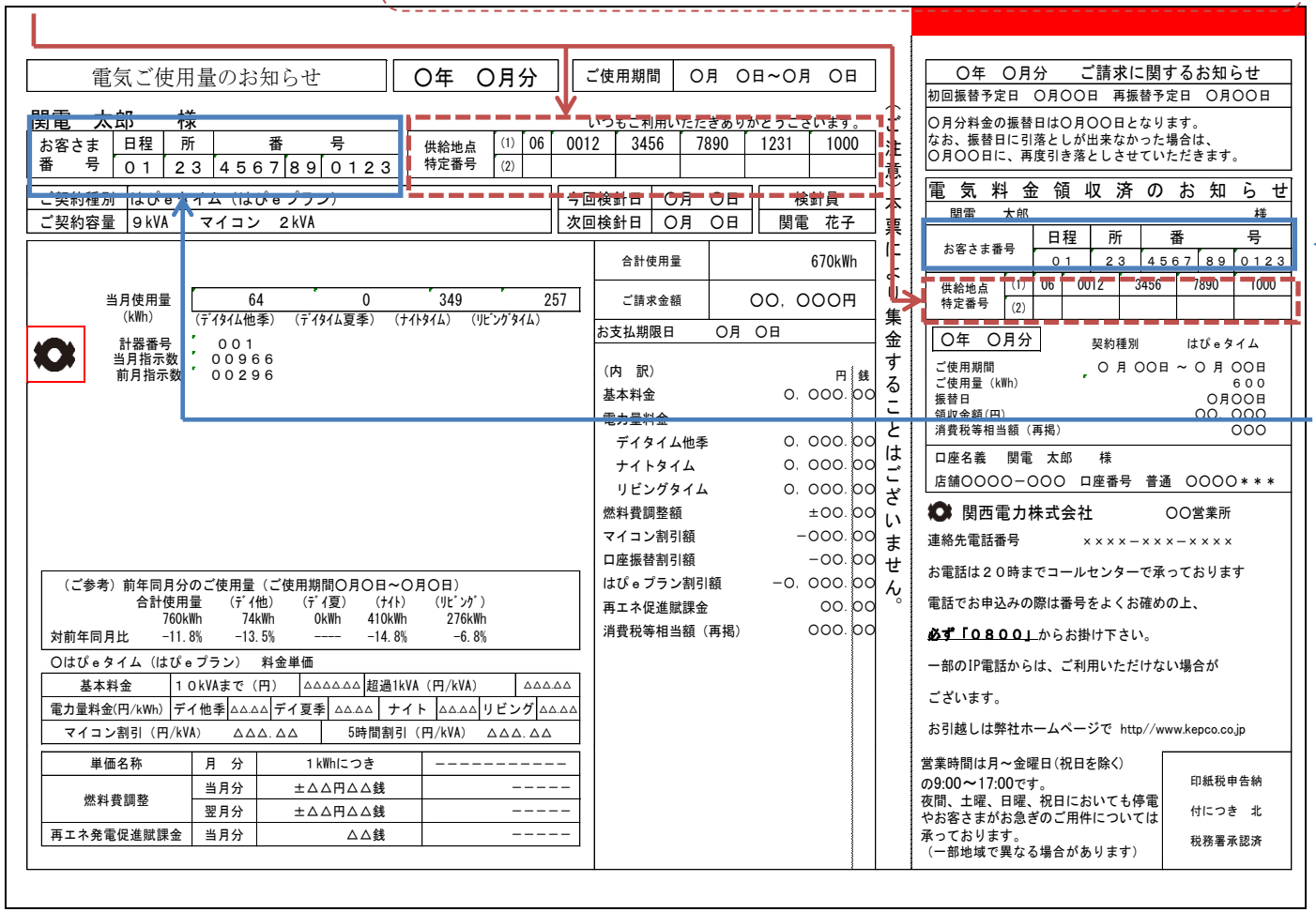

電気ご使用量のお知らせ　○年　○月分　ご使用期間　○月　○日～○月　○日

関電　太郎　様　　いつもご利用いただきありがとうございます。

お客さま番号	日程	所	番号			
	０１	２３	４５６７	８９	０１２３	

供給地点特定番号						
(1)	06	0012	3456	7890	1231	1000
(2)						

ご契約種別	はぴｅタイム（はぴｅプラン）	今回検針日 ○月　○日	検針員
ご契約容量	９kVA　マイコン　２kVA	次回検針日 ○月　○日	関電　花子

当月使用量（kWh）	64	0	349	257
	(ﾃﾞｲﾀｲﾑ他季)	(ﾃﾞｲﾀｲﾑ夏季)	(ﾅｲﾄﾀｲﾑ)	(ﾘﾋﾞﾝｸﾞﾀｲﾑ)

計器番号　００１
当月指示数　００９６６
前月指示数　００２９６

合計使用量	670kWh
ご請求金額	○○，○○○円
お支払期限日	○月　○日

（内　訳）	円	銭
基本料金	○，○○○.	○○
電力量料金		
デイタイム他季	○，○○○.	○○
ナイトタイム	○，○○○.	○○
リビングタイム	○，○○○.	○○
燃料費調整額	±○○.	○○
マイコン割引額	−○○○.	○○
口座振替割引額	−○○.	○○
はぴｅプラン割引額	−○，○○○.	○○
再エネ促進賦課金	○○.	○○
消費税等相当額（再掲）	○○○.	○○

（ご注意）不要になり集金することはございません。

（ご参考）前年同月分のご使用量（ご使用期間○月○日～○月○日）

	合計使用量	(ﾃﾞｲ他)	(ﾃﾞｲ夏)	(ﾅｲﾄ)	(ﾘﾋﾞﾝｸﾞ)
	760kWh	74kWh	0kWh	410kWh	276kWh
対前年同月比	-11.8%	-13.5%	----	-14.8%	-6.8%

○はぴｅタイム（はぴｅプラン）　料金単価

基本料金	１０kVAまで（円）	△△△△△△	超過1kVA（円/kVA）	△△△△△			
電力量料金(円/kWh)	デイ他季	△△△△	デイ夏季	△△△△	ナイト	△△△△	リビング △△△△
マイコン割引（円/kVA）	△△△.△△	5時間割引（円/kVA）	△△△.△△				

単価名称	月　分	１kWhにつき	――――――――――
燃料費調整	当月分	±△△円△△銭	――――
	翌月分	±△△円△△銭	――――
再エネ発電促進賦課金	当月分	△△銭	――――

○年　○月分　ご請求に関するお知らせ

初回振替予定日　○月○○日　再振替予定日　○月○○日

○月分料金の振替日は○月○○日となります。
なお、振替日に引落しが出来なかった場合は、
○月○○日に、再度引き落としさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

関電　太郎　様

お客さま番号	日程	所	番号		
	０１	２３	４５６７	８９	０１２３

供給地点特定番号						
(1)	06	0012	3456	7890	1000	
(2)						

○年　○月分　　契約種別　はぴｅタイム

ご使用期間	○ 月 ○○日 ～ ○ 月 ○○日
ご使用量（kWh）	６００
振替日	○月○○日
領収金額(円)	○○，○○○
消費税等相当額（再掲）	○○○

口座名義　関電　太郎　様
店舗○○○○－○○○　口座番号　普通　○○○○＊＊＊

関西電力株式会社　○○営業所
連絡先電話番号　××××－×××－××××
お電話は２０時までコールセンターで承っております
電話でお申込みの際は番号をよくお確めの上、
必ず「０８００」からお掛け下さい。
一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合が
ございます。
お引越しは弊社ホームページで http//www.kepco.co.jp

営業時間は月～金曜日(祝日を除く)
の9:00～17:00です。
夜間、土曜、日曜、祝日においても停電
やお客さまがお急ぎのご用件については
承っております。
（一部地域で異なる場合があります）

印紙税申告納付につき　北税務署承認済

②お客さま番号

電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？　など

万が一、悪質な事業者がいたら

例えば・・・

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』といって営業をしている事業者がいる」

「『○○電力より５％安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから１年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と○○のセットにすれば安くなる』と言われ、求めていない商品をセット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」　など悪質な事業者がいたら・・・

こちらまで

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会までご相談下さい！

- **電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）**
- **メール：dentorii@meti.go.jp**

（参考）騙されないで！電力小売自由化に関する嘘

嘘１；契約した会社が倒産したらただちに電気の供給は止まってしまいますよ

嘘２；規模の小さい会社と契約すると電気の供給が不安定になりますよ

嘘３；電力会社を変えると新たに電線を引かなくてはいけないですよ

嘘４；スマートメーターに取り替えると費用がかかりますよ

もし、こんな勧誘があったらすぐに、電力・ガス取引監視等委員会へ！！

電力・ガス取引監視等委員会　相談窓口
電話：03-3501-5725（直通）（受付時間　平日　9:30～12:00 13:00～18:30）
E-mail：dentorii@meti.go.jp

消費者の皆様からの御相談の状況（平成28年８月時点）

- 小売全面自由化開始直前に最も御相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に係る御相談が増加。

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移

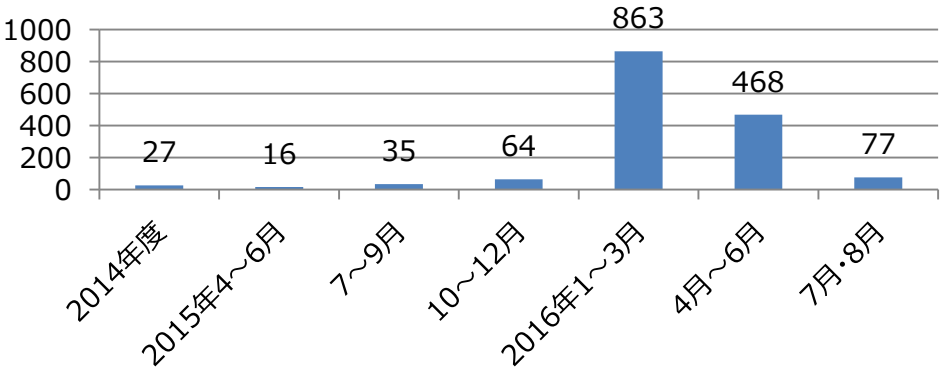

※平成２８年８月１１日までに登録されたデータ

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移

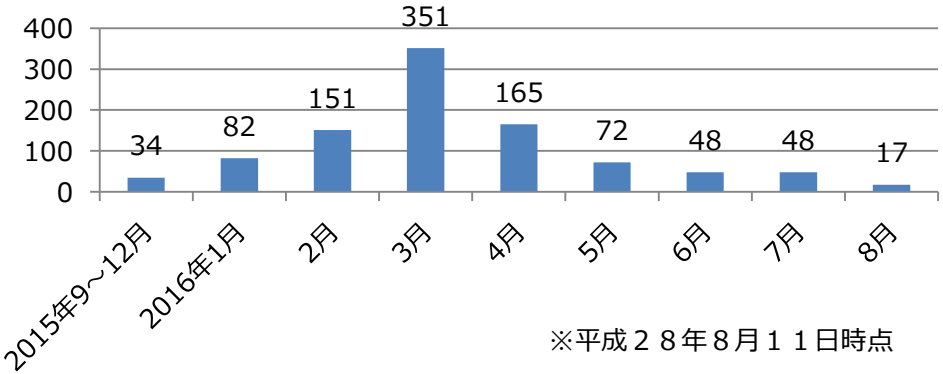

※平成２８年８月１１日時点

相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった。

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることになります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。

◆小売事業者から電話があり、新プランへの変更を勧められた。しかし、検針票は発行せず、発行が必要な場合には有料と説明された。検針票が有料となるのは納得いかない。

⇒検針票の発行が無い場合もあります。契約を締結する前に、検針票の発行の有無や、発行の費用等を確認することが重要です。

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替えを申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることはできないと言われてしまい、悩んでいる。

⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「ＬＰガス」がある。

①都市ガスの供給イメージ

来年４月より自由化

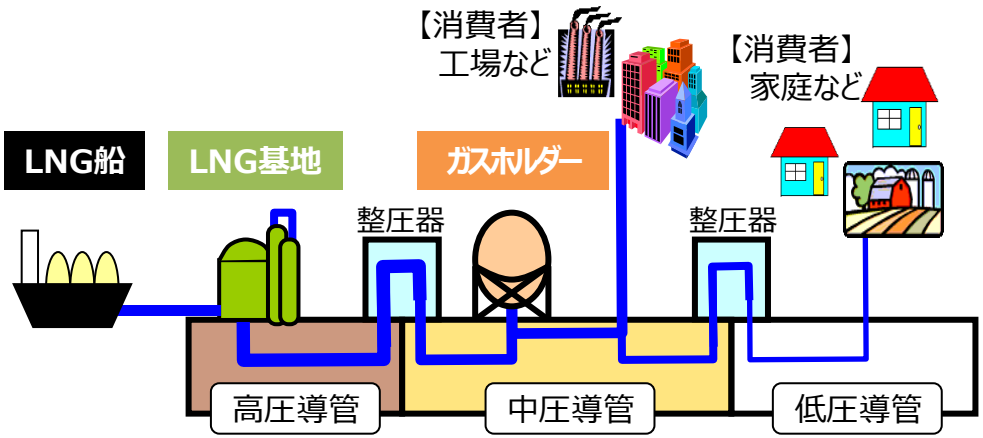

②簡易ガスの供給イメージ

来年４月より自由化

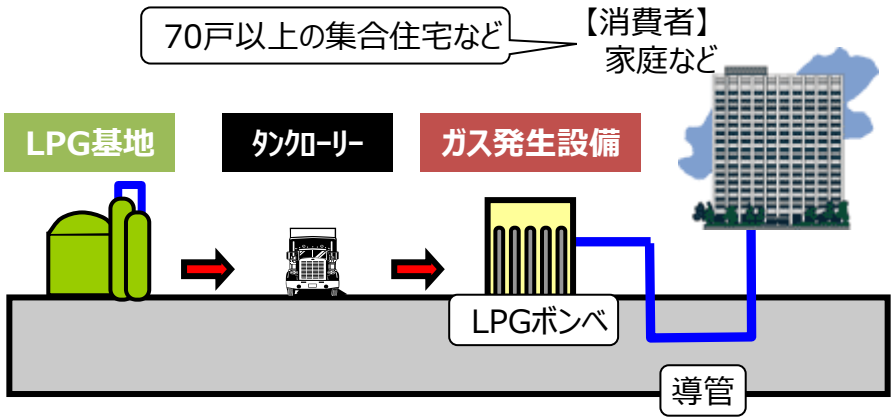

③ＬＰガスの供給イメージ

既に自由化

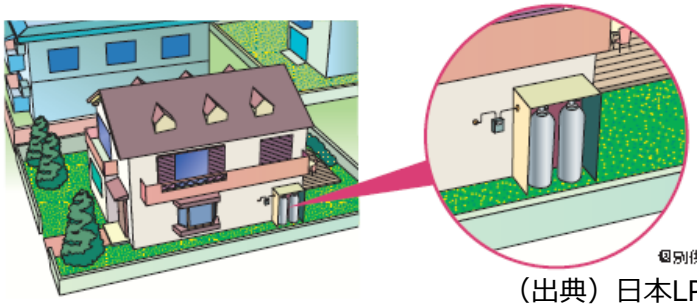

（出典）日本LPガス団体協議会

■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億㎥/年
②簡易ガス	約117万件	1.5億㎥/年
③LPガス	約2,450万件	68億㎥/年

一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約６％。
（供給区域内世帯数は全国世帯数の約３分の２）
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。

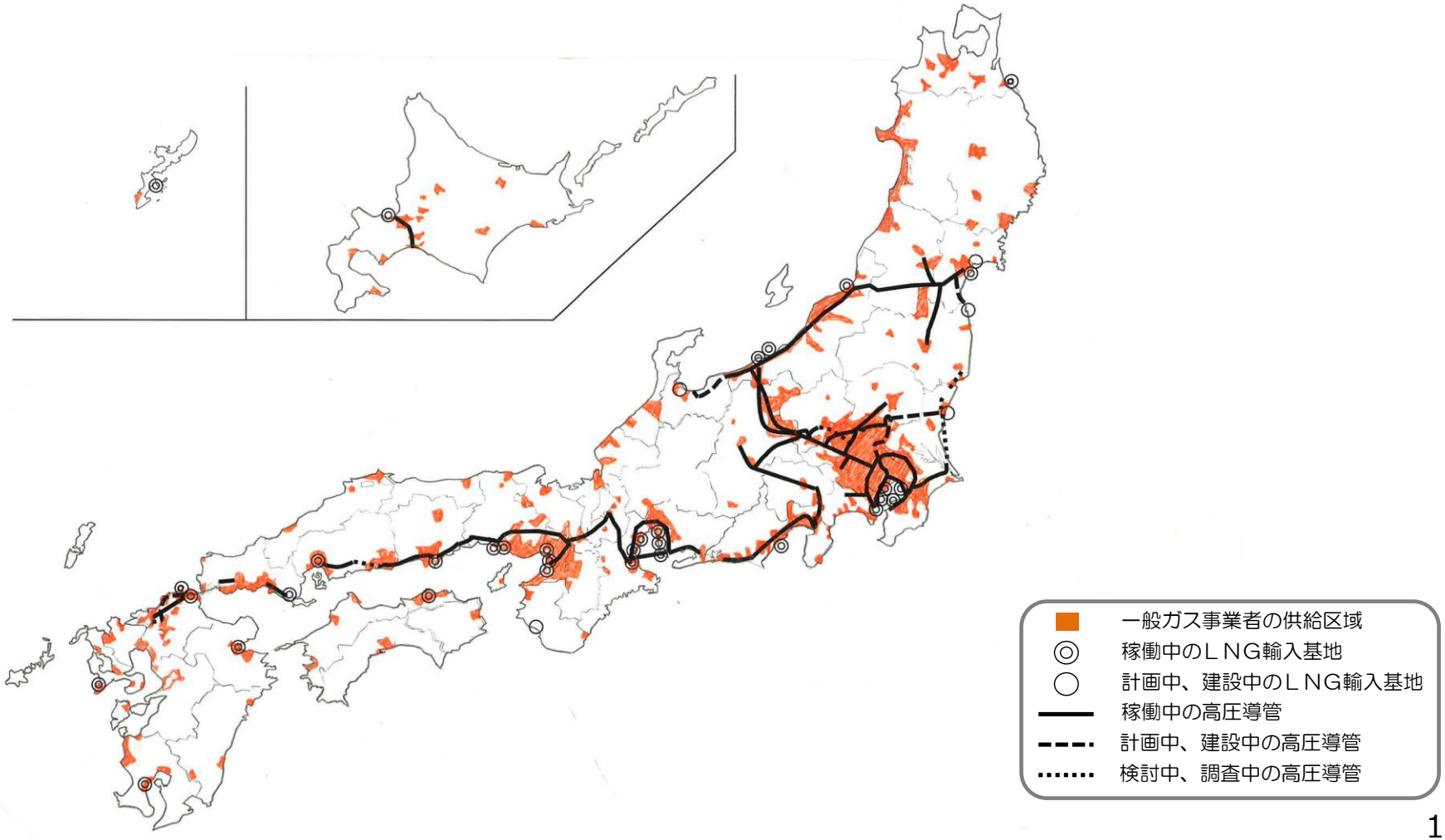

都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約４６％（平成２６年度末）。
- 東京や大阪は８０％を超えるものの、１０％を下回る道府県が多い。

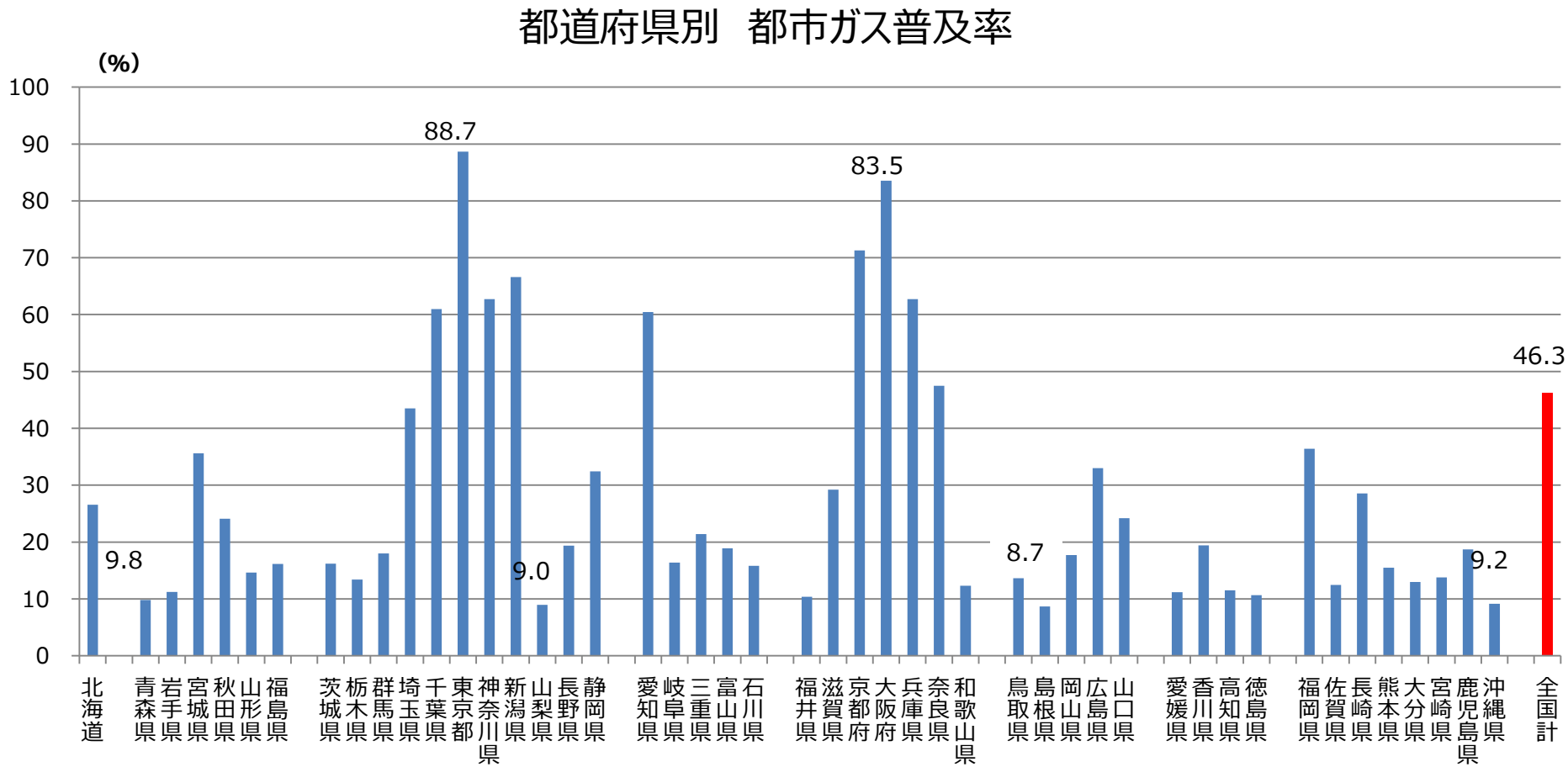

（注）一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

（出所）ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成７年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 来年（平成２９年）４月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。

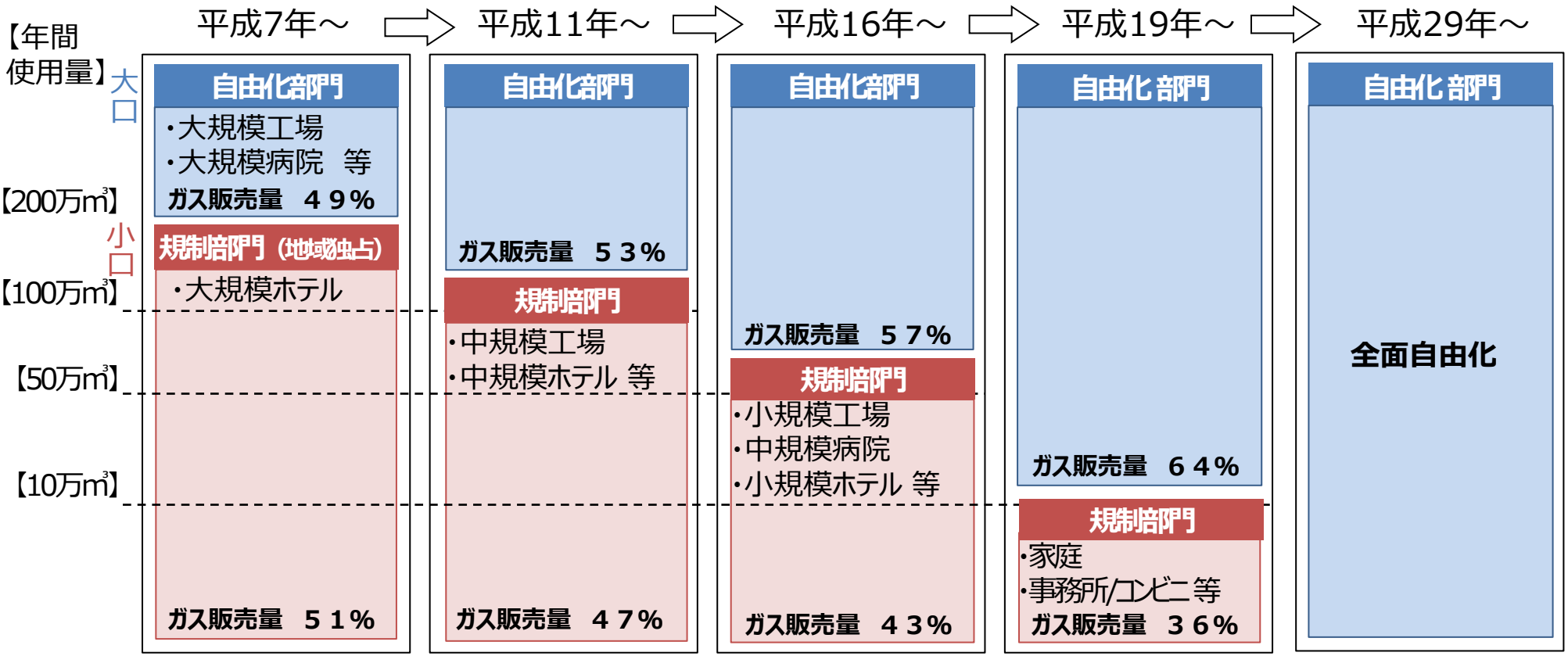

（注１）小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展してない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

（注２）年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手１０社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（平成２６年度実績）。

ガスの小売料金に関する経過措置について

- 小売自由化後、小売事業者は原則自由に小売料金を設定可能。
- ただし、消費者保護の観点から、他の都市ガス会社、LPガスやオール電化など他の財との競争関係が認められない場合、経過措置として自由化前同様に小売料金規制を適用。
- 来年４月時点で、基準に該当する12の一般ガス事業者に対し、小売料金規制が経過措置として適用される（全都市ガス利用者の約75%が適用対象）。

※簡易ガスについては、経過措置の適用対象事業者を指定する告示案をパブコメ中

■一般ガス事業者の小売料金の経過措置適用対象の基準（簡易ガス事業者も同様）

Step1

✓ 都市ガス利用率が50%を超えるか

No → 経過措置を適用せず

Yes ↓

Step2

✓ 都市ガス事業者による需要家獲得件数がLPガスなど他燃料事業者による同件数の２倍※を上回るか

No → 経過措置を適用せず

Yes ↓

経過措置を適用

※都市ガス利用率を踏まえて設定されるため「２倍」以下となる場合もある。

ガスの小売全面自由化に向けた取組

- 来年4月の小売全面自由化に向け、主に以下に取り組む。
  ①小売事業者の登録の審査
  ②経過措置料金（規制料金）が課される事業者の指定の審査
  ③小売営業等に関するルールの整備
  ④託送料金（ガスパイプラインの利用料）の審査
  ⑤自由化の広報

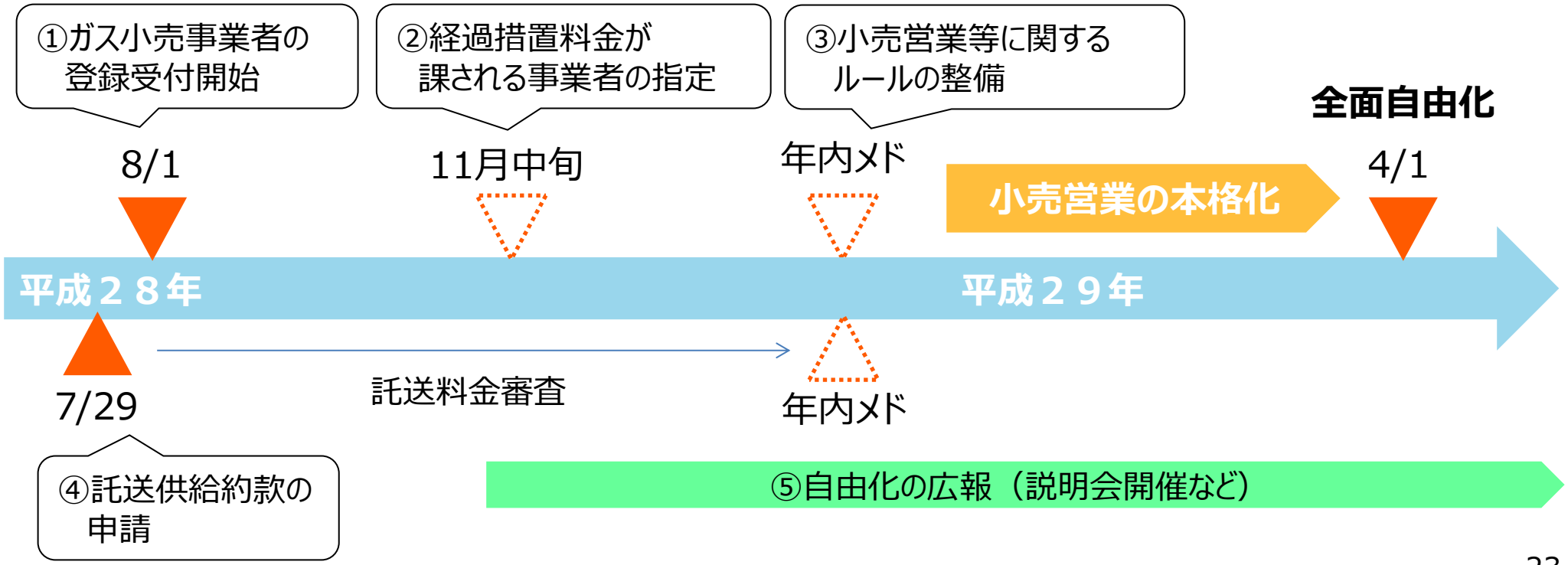

都市ガスの小売全面自由化に関するＱ＆Ａ①

「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

➡ **原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡をする必要があります。**

「いつから新しい小売事業者に変更の申込みができるのでしょうか？」

➡ **申込みの受付は事業者によって異なりますので、直接お問い合わせ下さい。なお、本年4月の電力小売自由化の際は、本年1月頃より各事業者の受付が開始されました。**

「小売事業者を切り替える時に必要な個人情報などはあるのでしょうか？」

➡ **①現在契約を結んでいるガス会社（＝切り替える前の購入先）の名称、②お客様番号、③供給地点特定番号（メーター番号）、④切替え希望日、が必要になります。**

「来年４月までに何も手続きをしなかった場合、ガスの供給はどうなってしまうのでしょうか？」

➡ **これまでどおり一般ガス事業者（都市ガス会社）や簡易ガス事業者からガスの供給を受けることになります。**

都市ガスの小売全面自由化に関するＱ＆Ａ②

「オール電化やLPガスの利用者も都市ガスに切り替えられるのでしょうか？」

切替えは可能です。ただし、利用場所（の近傍）までガス導管が敷設されている場合に限られます。また、都市ガス用の配管や器具への取替えが必要な場合があります。

「私の住んでる地域でガスを買うことができる小売事業者を教えて下さい。」

資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧を掲載しているのでご確認下さい。
（インターネット閲覧環境にない場合、相談窓口ホットライン０３－３５０１－３５０６まで）

「ガスの自由化は新規参入が少なくて選べないのではないでしょうか？」

ガスは、電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入のない地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切替えが可能です。また、オール電化に切り替えることも可能です。

「マンションや集合住宅に住んでいる人もガスの購入先を選べるようになるのでしょうか？」

集合住宅にお住いの方も現在都市ガスの供給を受けている場合には、新規参入する小売事業者やLPガス販売事業者からのガスの購入が可能です。また、既存の事業者の自由メニューからの選択も可能です。ただし、LPガスへの切り替えに当たり、配管工事などを伴い、コミュニティ単位での意思決定が必要になることから、管理会社を始め、コミュニティ内でご相談下さい。なお、現在簡易ガスの供給を受けている場合も同様です。

都市ガスの小売全面自由化に関するＱ＆Ａ③

「小売料金規制の経過措置がないとガス料金が上がってしまうのではないでしょうか？」

➡ **他のガス事業者や燃料事業者と適正な競争関係にあるガス事業者については経過措置の対象から外しますが、消費者利益を保護すべく、きちんと事後監視を行います。**

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

➡ **来年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。**
（来年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中）

「クーリング・オフ制度」とは？
・・・「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、**市場の監視機能を強化**するため、**経済産業大臣直属の組織**として、昨年９月に設立。
- 本年４月１日からは、都市ガス、熱供給事業も業務の対象に追加。
- ①**適正な取引**が行われているか厳正な「**監視**」を行うほか、②必要な**ルール作り**などに関して経産大臣へ「**意見・建議**」を行う。

経済産業大臣

↑ **②意見・建議**（ルール作りなど）

電力・ガス取引監視等委員会

委員　　５名
事務局　約１１０名
（本省　約６０名
地方局　約５０名）

↓ **①厳正な監視**（報告徴収、立入検査、事業者への勧告など）

電力市場・ガス市場
（事業者）

委員長・委員構成

- 委員は、**法律**、**経済**、**金融**又は**工学**の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田　達夫
（委員長）

【経済】
大阪大学 招聘教授
アジア成長研究所 所長

稲垣　隆一
（委員長代理）

【法律】
稲垣隆一法律事務所
弁護士

林　泰弘

【工学】
早稲田大学大学院
教授

圓尾　雅則

【金融】
SMBC日興証券
ﾏﾈｰｼﾞﾝｸﾞﾃﾞｨﾚｸﾀｰ

箕輪　恵美子

【会計】
監査法人トーマツ
ﾊﾟｰﾄﾅｰ　公認会計士